## 小郡市議会基本条例

小郡市議会(以下「議会」という。)は、小郡市長(以下「市長」という。)とともに市民の 負託を受け、二元代表制のもとに、小郡市の代表機関を構成する。

議会は、地方自治の本旨に基づき意思決定機関及び行政の監視機関としての機能を十分に発揮しなければならない。

特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大するなか、議会には情報公開と市民参加を基本とした議会運営が求められている。

そのために議会は、市民への情報発信と意見の収集を積極的に行い、市民生活及び市勢の現 状を的確に把握するとともに、政策立案能力の向上に努め、あわせて議会での意思決定に関す る説明責任を果たさなければならない。

ここに議会は、小郡市の代表機関として市民の負託に応える活発な活動を展開するため、小郡市議会基本条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、議会及び議員活動の充実と活性化のために必要な議会運営の基本的事項 を定めることによって、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与す ることを目的とする。

## (議会の活動原則)

- 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。
  - (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた分かりやすい議会運営に努めること。
  - (2) 市民の多様な意見を的確に把握するため、市民参加の機会の拡充に努めること。
  - (3) 前号で把握した意見をもとに政策提案の充実強化に努めること。
  - (4) 市民本位の立場から、市政運営に対する監視及び評価に努めること。

#### (議員の活動原則)

- 第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。
  - (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。
  - (2) 市政の課題全般について、市民の多様な意見を的確に把握すること。
  - (3) 自己の能力を高める不断の研鑚により、市民の代表としてふさわしい活動をすること。
  - (4) 議会の構成員として、一部団体及び地域に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を 目指して活動すること。

# (市民参加及び市民との連携)

- 第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果た さなければならない。
- 2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を原則

公開するものとする。

- 3 議会は、請願及び陳情を政策提案と位置づけ、請願の審議においては、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 4 議会は、市民及び市民団体の意見の収集に努め、議会及び議員の政策立案能力を強化し、 政策提案の拡大を図るものとする。
- 5 前項の目的を達成するために、議会は、市民との意見交換会を開催するものとし、その方 法については別に定める。

## (議会及び議員と市長等の関係)

- 第5条 本会議における議員と市長等執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)の質 疑応答は、広く市政上の論点又は争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
- 2 議長から本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は 委員長の許可を得て反問することができる。

## (市長等による政策等の説明)

- 第6条 議会は、市長等が策定する政策、計画、施策又は事業(以下「政策等」という。)について、議会が必要と認めた場合は、次に掲げる事項について市長等に説明を求めるものとする。
  - (1) 政策等の発生源
  - (2) 策定に至るまでの経緯
  - (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
  - (4) 市民参加の実施の有無とその内容
  - (5) 総合計画との整合性
  - (6) 関係法令及び条例
  - (7) 財源措置
  - (8) 将来にわたるコスト計算
  - (9) その他議会が必要と認める事項

#### (予算及び決算における説明資料)

第7条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の説明資料を提出するよう市長に求めるものとする。

#### (法律第96条第2項の議決事件)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号。)第96条第2項の議会の議決事件については、代表機関である議会が、市政における重要な政策等の決定に参画する観点から積極的に定めるものとする。

#### (自由討議による合意形成)

第9条 議員は、議会が議員による討論の場であることを十分に認識し、本会議及び委員会に おいて審議し、結論を出す場合、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成に努

- めるものとする。
- 2 議長は、市長等に対する本会議及び委員会への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互 の自由な討議を中心に運営しなければならない。
- 3 議員は、前2項による議員相互の自由な討議を行い、議案の提出を積極的に行うよう努め るものとする。

# (委員会の活動)

- 第10条 委員会は、その所管する事務について積極的な調査研究を行い、政策提案を行うよう努めるものとする。
- 2 委員会は、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
- 3 委員会は、年度当初にその年度の活動内容について十分な検討を行い、委員会における活動計画を策定するものとする。
- 4 委員会は、視察を行ったときは、その内容を本会議で報告し、関係部署との意見交換の場を設けるものとする。
- 5 委員長は、委員会審査報告を行うときは、委員会審査の内容が市民に対して分かりやすい 報告となるよう努めなければならない。

#### (議員研修の充実強化)

- 第11条 議会は、議員の政策立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。
- 2 前項の目的を達成するため、議会は、広く各分野の専門家又は市民各層による議員研修の 場を積極的に設けるものとする。

#### (議会事務局の体制整備)

第12条 議長は、議会及び議員の政策立案能力の向上のため、議会事務局の調査及び法制執 務機能の充実強化に努めるものとする。

## (議会広報の充実)

- 第13条 議会は、議会だよりで、議案に対する各議員の態度を公表する等、情報の提供に努めなければならない。
- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めなければならない。

#### (議員定数)

第14条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、 将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

#### (議員の政治倫理)

第15条 議員は、その活動に公正性と透明性を確保するため小郡市政治倫理条例(平成18年小郡市条例第20号)を遵守しなければならない。

## (最高規範性)

第16条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に関する条例又は規則等を制定してはならない。

## (研修及び検証)

- 第17条 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例についての研修を行わなければならない。
- 2 議会は、1年に1回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。
- 3 議会は、必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

附則

この条例は、平成22年5月14日から施行する。